

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

1期 (1947/昭和22年)

一期生の一人が辿った途



会員 池田 浩一 (1期)

私は太平洋戦争終結後の昭和22年に創設された司法研修所の1期生(定員70名)に採用されて2年間修習しました。それから、法社会学を開拓された東大の川島武宜教授のご紹介で、法政大学の講師に就職し、民法と民事訴訟法を法社会学の視点に立って講義し、やがて法学部長になりました。当時の各大学は戦後の混乱期で労使紛争が多発していました。その中でも、「東の法政、西の立命館」といわれて、両大学の労働組合は活発でした。その頃、三鷹の市議会議長をしておられた衣笠武夫弁護士が東京女子体育大学の理事長を兼務しておられましたが、労働組合から労働委員会に調停を申し立てられまして、私は衣笠理事長に頼まれて理事に就任し、理事長代理人として調停に臨みました。調停を重ねた末、調停委員会から、「衣笠理事長が退任して池田理事が理事長に就任すれば、組合は調停申立を取下げろ」という案が出され、衣笠理事長はそれを承諾されて理事長を退任されました。学園の存続を願う衣笠氏の心情に心を打たれて私は理事長に就任し、私立大学協会の理事長会に出席するようになり、東京女子大学の湊晶子学長のご子息が湊信明弁護士であることを知りました。

私は若い頃から先輩弁護士と接触して、「どの弁護士も強か(したたか)だなあ、自分もそうならなければ一人前の弁護士になれない」と自分自身に

言い聞かせてきたのですが、湊弁護士に会って私の弁護士先入観は一変しました。素直(すなお)な仮の弁護士で十分やっていけるんだ、と感じるようになりました。

1期の司法修習の終りの頃、数人の修習生仲間、東京の下町に法律事務所を開いている弁護士さんの事務所に夕方伺って実情をお聞きしたことがあります。昭和24年頃で、木造2階建の家屋の玄関を入った畳敷きの小部屋が事務所でした。先生1人で事務員はいませんでした。恐る恐る「弁護士になると、どうなんでしょうか」と伺うと、「30代は食うや食わず。40代はやっと食える。50代になると何とかなる、だ」と教えてくれました。それが弁護士仲間の常識だったようです。弁護士一筋で生きて来た人の自信が私たちに伝わって来ました。

私たち70人の司法修習生の内、54名が弁護士になりましたが、その後皆無事に弁護士生活を送ることができました。どうぞ新人の皆さん、1期生の頃は弁護士会が新任弁護士の面倒をみるというようなことは一切ありませんでしたが、今は弁護士会が新人弁護士の研修その他一貫して配慮してくれる時代になっていますので、それに乗って、そして自分自身も努力して道を切り拓いていくように工夫してください。心からお願いし、ご成功を祈ります。